

保 発 0618 第 1 号
令和 3 年 6 月 18 日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬
請求書特別審査委員会規程及び国民健康保険法施行規則の
一部を改正する省令の公布等について

社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員
会規程及び国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省
令第 107 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、同日より施行され
る。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係各
位に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険
団体連合会（以下「国保連」という。）における審査委員会については、都道府
県ごとに、その審査委員の数に大幅な差があり、特に都市部の大規模な審査委
員会においては多数の委員の出席が必要となるところもある。

また、審査委員は、医療機関において診療に従事する医師に委嘱している場
合がほとんどであり、多くの審査委員会ではその半数以上が病院勤務医である。

こうした現状を踏まえ、医師の働き方改革を推進する中で医師の診療以外の業務負担の軽減を図りつつ、審査委員会の適正かつ円滑な審査を継続的に実施する観点から、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年厚生省令第 56 号。以下「審査委員会規程」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）について、所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の内容

1 審査委員会規程の一部改正について（改正省令第 1 条関係）

(1) 支払基金に設けられる審査委員会（以下この 1 において単に「審査委員会」という。）は、審査委員会規程第 2 条第 2 項の規定によりあらかじめ審査をした場合であって、審査委員会の適正かつ円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、その定めるところにより、代表となる審査委員により構成される合議体に診療報酬請求書の審査の決定を委任することができるものとする。こと。（審査委員会規程第 2 条第 3 項関係）

(2) (1) の合議体を構成する審査委員は、次の①～③に掲げる者のそれぞれについて代表となる審査委員として審査委員会が認める者とし、その数は、①に掲げる者及び②に掲げる者については、それぞれ同数とすること。

① 診療担当者を代表する審査委員

② 保険者を代表する審査委員

③ 学識経験者である審査委員

（審査委員会規程第 2 条第 4 項関係）

(3) (1) の規定により診療報酬請求書の審査の決定を委任された合議体は、当該診療報酬請求書の審査の決定をなす場合には、(2) の①～③に掲げる者各 1 人以上が出席し、かつ、(2) に規定する代表となる審査委員として審査委員会が認める者の 2 分の 1 以上の出席がなければ、当該診療報酬請求書の審査の決定をすることができないものとする。こと。（審査委員会規程第 2 条第 5 項関係）

2 国保則の一部改正について（改正省令第 2 条関係）

(1) 国保連に設けられる国民健康保険診療報酬審査委員会（以下この 2 において単に「審査委員会」という。）において、審査のため必要がある場合には、委員の担当を定めて、あらかじめ審査をすることができるものとする。こと。（国保則第 40 条第 3 項関係）

(2) 審査委員会は、(1) の規定によりあらかじめ審査をした場合であって、審査委員会の適正かつ円滑な運営を確保するため必要があると認め

るときは、その定めるところにより、代表となる委員により構成される合議体に審査の決定を委任することができるものとする。 (国保則第 40 条第 4 項関係)

(3) 合議体を構成する委員は、次の①～③に掲げる者のそれぞれについて代表となる委員として審査委員会が認める者とし、その数は、①に掲げる者及び②に掲げる者については、それぞれ同数とすること。

① 保険医及び保険薬剤師を代表する委員

② 保険者を代表する委員

③ 公益を代表する委員

(国保則第 40 条第 5 項関係)

(4) (2) の規定により審査の決定を委任された合議体は、(3) の①～③に掲げる者各 1 人以上が出席し、かつ、(3) に規定する代表となる委員として審査委員会が認める者の半数以上の出席がなければ、当該審査の決定をすることができないものとする。 (国保則第 40 条第 6 項関係)

第 3 施行期日

公布日から施行する。